

債権の放棄について（水道局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- | | |
|------------|---|
| 1 債務者 | 4記載の理由により放棄する債権11件に係る各債務者 |
| 2 債権の内容 | 水道料金に係る債権 |
| 3 放棄する債権の額 | 4記載の理由により放棄する債権11件の額の合計金
2,966,816円及びこれらに対する遅延損害金 |
| 4 放棄の理由 | 債務者らの所在が不明であり、債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、又は債務者らの営業実態がないことから当該債権の弁済を受けることができる見込みがなく、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため |

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説明

債務者らに対する水道料金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。